

料金後納
郵便

100-8977
東京都千代田区葛飾区南千代田 1-1-1

法務省 本部 係

郵便用カスタマーバーコード印刷領域

【必ず開封してください】
戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

この通知に際してご不明な点がありましたら、法務省ホームページ及び当該市ホームページをご確認ください。当該市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。

(法務省HP) (与謝野町HP)

発出先: 7629-2498
京都府与謝野町与謝野町加賀 433 番地
与謝野町役場住民税務課

※ 印刷がうまくいかない場合はこちらをご覧ください

市 区 町 村 管 理 番 号

令和7年7月25日

戸籍に記載される振り仮名の通知書

京都府与謝野町長
(公印省略)

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番

【氏名の振り仮名】

氏	佐 藤
振り仮名	サトウ
名の振り仮名の届出が可能な方	佐藤 太郎 様のみ

※ 令和7年5月26日現在のデータにより作成しています。

右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。([Uni-Voiceアプリ]・[Uni-Voice Blindアプリ])

【名の振り仮名】

① 名	太郎
振り仮名	タロウ
② 名	京子
振り仮名	キョウコ
③ 名	正
振り仮名	マサシ
④ 名	ゆり
振り仮名	ユリ

①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

▲ 与謝野町が発送する「通知書」の見本です

※ 一部変更となる場合があります

制度の趣旨や詳細などは、コチラから。

法務省
ホームページ

本籍のある市区町村から通知書が届くよ。必ず開封して「氏」と「名」のフリガナを確認してね！
通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるよ。



金銭などを要求する詐欺にご注意！

「届出には手数料がかかる」「届出をしないと罰金」などとして、金銭を要求するのはすべて詐欺です。市区町村が、氏名のフリガナの届出のために金融機関の口座番号をお聞きすることはありませ

【市区町村の窓口】
本籍地やお住まいの市区町村を含め、最寄りの市区町村で届出できます。

※ 通知書をお持ちの方は、可能な限りご準備ください

【郵送】
郵送先は、通知書に記載してある市区町村にお送りください。

その他
届出がなかった場合、戸籍に記載されたフリガナは、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずにご自身の届出のみで変更することが可能です。なお、届出後に変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。

また、法務省から外部サイトに誘導するメールを送信することはありません。そのようなメールを受信した際には、メールに記載されているURLにアクセスすることは絶対に避けてください。

氏名のフリガナの届出に手数料はかからないよ。また、氏名のフリガナの届出をしなかったとしても、罰則や罰金はないから安心してね！



令和7年5月26日から

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

問 住民税務課 ☎ 43-9020

戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」



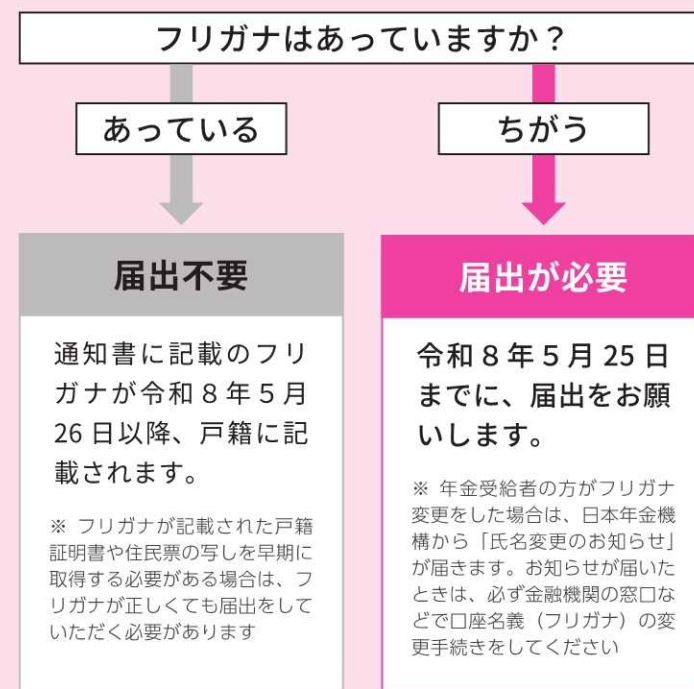
戸籍に記載予定のフリガナを7月下旬に通知します

これまで、氏名のフリガナは戸籍上公証されていませんでしたが、改正戸籍法の施行により、令和7年5月26日から戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されました。

この制度の開始に伴い、出生や帰化などにより初めて戸籍に記載する方は、出生届や帰化届などの届出時に併せて、氏名のフリガナを届け出ることとなります。

氏や名のフリガナの確認方法

本籍がある市区町村から、原則、戸籍の筆頭者あてに「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が届きます。通知書は戸籍単位で郵送し、戸籍内で



同じ住所の方は一通につき4人まで記載されます。戸籍内で別住所の方は個別に郵送されます。通知書が届きましたら、記載の氏と名のフリガナを必ずご確認ください。なお、通知書の発送

時期は市区町村によって異なります。

届出ができる方

「氏」のフリガナの届出と「名」のフリガナの届出とは、それぞれ届出できる方が異なりますので、ご注意ください。

氏のフリガナの届出
原則、戸籍の筆頭者が単

届出の方法

【オンライン】
マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから届出できます。

※ 署名用電子証明書（6～16桁の英数字の組合わせ）と、利用者証明用電子証明書および券面事項入力補助用（4桁の数字）の暗証番号の入力が必要です

名のフリガナの届出
ご本人が届出人となります。

※ 未成年者の場合は親権者が届出することになりますが、15歳以上であれば届出することも可能です

独で届け出ることになります。筆頭者が除籍されている場合はその配偶者、その配偶者も除籍されている場合はその子が届出人となります。

